

第百三十二回 参議院 農林水産委員会 會議録第九号

平成七年四月二十五日(火曜日)
午後五時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

國務大臣
農林水産大臣
政府委員
農林水産大臣官
房長
林野庁長官
事務局側
常任委員会専門
員

青木 幹雄君

大塚清次郎君

佐藤 静雄君

稲村 稔夫君

曾野 久光君

井上 吉夫君

浦田 勝君

北 修二君

吉川 芳男君

谷本 鶴君

野別 隆俊君

細谷 昭雄君

風間 昶君

井上 哲夫君

林 紀子君

喜屋武眞榮君

大河原太一郎君

高橋 政行君

入澤 肇君

秋本 達徳君

本日の會議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(緑の募金による森林整備等の推進に関する法
律案に関する件)

○委員長(青木幹雄君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。

農林水産政策に関する調査のうち、緑の募金に
よる森林整備等の推進に関する法律案に関する件
を議題といたします。

本件につきましては、北修二君から委員長の手
元に緑の募金による森林整備等の推進に関する法
律案の草案が提出されております。内容はお手元
に配付のとおりでございます。

この際、まず提案者から草案の趣旨について説
明を聴取いたします。北君。

○北修二君 ただいま議題となりました緑の募金
による森林整備等の推進に関する法律案の草案に
つきまして、その趣旨及び主要な内容を御説明申
上げます。

森林及び樹木は、心に安らぎを与え、また、あ
らゆる生物の生存に不可欠な水の供給源として、
人間の健康で文化的な生活にとって欠くべからざ
る貴重な財産であり、これを守っていくのは国民
全体の責務であります。

このような認識のもとに、緑化推進のための国
民運動である緑の羽根募金運動が昭和二十五年以
来着実に進められてきたところでありますが、募金
組織等運動の基盤が十分に整備されていないた
め、募金額の面でも、また緑化推進に対する普及
啓蒙の面でも、満足できる状況にはありません。

しかしながら、森林の公益的機能に対する国民の
期待が高まっており、また、地球環境の
保全に対する我が国の国際貢献が強く求められて
いる今日、緑の羽根募金運動の意義は、従来にも
増して高まっているところであります。

本案は、以上のような観点から、国民の森林整
備等の意義に対する理解を促るとともに、国民
全体による森林整備等の取り組みを推進するた
め、国民の自発的協力を基礎とする緑の羽根募金
の基本的性格を維持しつつ、これを緑の募金とし
て、その基盤の強化と取り組みの多様化を図るこ
とを目的とするものであります。

次に、本案の主要な内容につきまして御説明を
申し上げます。

第一に、緑の募金は、都道府県段階においては
知事の指定を受けた都道府県緑化推進委員会が、
また、全国段階においては農林水産大臣の指定を
受けた国土緑化推進機構がそれぞれ行うこととし
ております。

第二に、緑の募金による寄附金の使途は、森林
の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協
力について都道府県緑化推進委員会及び国土緑化
推進機構が行う助成等に必要経費とすることとし
ております。

第三に、都道府県緑化推進委員会及び国土緑化
推進機構の行う業務の公正かつ透明な運営を確保
するため、これら団体に係る運営協議会の設置、
緑の募金に係る区分経理、緑の募金の計画及び結
果の公告等、所要の措置を講ずることとしており
ます。

以上がこの法律案の草案の趣旨及び主要な内容
であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

○委員長(青木幹雄君) 本草案に対し、質疑、御
意見等がございましたら御発言願います。――別
に御発言もなければ、本草案を緑の募金による森
林整備等の推進に関する法律案として本委員会か
ら提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木幹雄君) 御異議ないと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

なお、本會議における趣旨説明の内容につきまして
は、委員長に御一任願いたいと存じますが、
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木幹雄君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時五分散会

〔参照〕
緑の募金による森林整備等の推進に関する
法律(案)

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 都道府県緑化推進委員会(第五条―第
十二条)

第三章 国土緑化推進機構(第十三条―第十五
条)

第四章 緑の募金(第十六条―第二十三条)

第五章 雑則(第二十四条―第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、緑の募金の健全な発展を図
るために必要な措置を定めること等により、国
民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団
体(以下「国民」と総称する。)が行う森林整備等
に係る自発的な活動等の円滑化を図り、もって
我が国における森林の整備及び緑化の推進並び
にこれらに係る国際協力の推進に資することを
目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「森林整備等」とは、次
の各号に掲げる活動をいう。

一 森林の整備
二 緑化の推進
三 森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力

2 この法律において「緑の募金」とは、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って緑の募金という名称を用いて行う寄附金の募集であつて、その寄附金を森林整備等の推進に用いることを目的とするものをいう。

(基本理念)

第三条 森林整備等は、森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の世代にわたって人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならない。

(啓発活動)

第四条 国及び地方公共団体は、森林及び樹木の果たしている役割の重要性についての国民の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

第二章 都道府県緑化推進委員会

(指定等)

第五条 都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者(以下「都道府県緑化推進委員会」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 都道府県緑化推進委員会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第六条 都道府県緑化推進委員会は、当該都道府県の区域において、緑の募金による寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 緑の募金及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。

二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者に対して交付金の交付を行うこと。

三 森林整備等の事業を行うこと。

四 森林整備等に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(運営協議会)

第七条 都道府県緑化推進委員会は、運営協議会を置くものとする。

2 運営協議会は、都道府県緑化推進委員会の諮問に応じ、都道府県緑化推進委員会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事の認可を受けて、都道府県緑化推進委員会の代表者が任命する。

(事業計画書等)

第八条 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第九条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

第十条 都道府県知事は、第六条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県緑化推進委員会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十一条 都道府県知事は、都道府県緑化推進委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第六条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第十二条 前条第一項の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

第三章 国土緑化推進機構

(指定)

第十三条 農林水産大臣は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に「行うことができる」と認められるものを、その申出により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(業務)

第十四条 前条の指定を受けた者(以下「国土緑化推進機構」という。)は、緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 緑の募金並びに緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金の管理を行うこと。

二 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者のうち国土緑化推進機構による助成を受けることが適当なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに対して交付金の交付を行うこと。

三 森林整備等の事業のうち国土緑化推進機構が行うことが適当なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものを行うこと。

四 都道府県緑化推進委員会相互の連絡及び業務の調整を行うこと。

五 都道府県緑化推進委員会に対する指導及び助言を行うこと。

六 都道府県緑化推進委員会の業務に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

七 森林整備等に関する調査及び研究を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(準用)

第十五条 第五条第二項から第四項まで及び第七條から第十二条までの規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは、農林水産大臣と、「前項」とあるのは、第十三条と、同条第三項及び第四項、第七條第三項並びに第八條中「都道府県知事」とあるのは、農林水産大臣と、「第九條中「寄附金」とあるのは、寄附金及び第十八條第一項の規定により交付される寄附金と、「第十條中「都道府県知事」とあるのは、農林水産大臣と、「第六條」とあるのは、第十四條と、「第十一條第一項中「都道府県知事」とあるのは、第十三條と、同条第一号中「第六條」とあるのは、第十四條と、同条第二号中「都道府県知事」とあるのは、第十三條と、同条第三号中「都道府県知事」とあるのは、第十三條と読み替へるものとする。

第四章 緑の募金

(緑の募金の性格)

第十六条 緑の募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(意見の聴取)

第十七条 国土緑化推進機構は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、当該緑の募金を行おうとする地域の属する都道府県の都道府県緑化推進委員会の意見を聴かなければならない。

(寄附金の使途)

第十八条 都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、緑の募金による寄附金の一部を国土緑化推進機構に交付するものとする。

2 都道府県緑化推進委員会は、前項に定めるところによるほか、緑の募金による寄附金を、第六条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。ただし、当該都道府県の区域外における森林整備等の推進のために農林水産省令で定める使途に用いる場合は、この限りでない。

3 国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金及び第一項の規定により交付された寄附金を、第十四条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。

(計画の公告及び届出)

第十九条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴いて、当該緑の募金の目標額及び当該緑の募金による寄附金の使途についての計画を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(交付金の交付等の決定)

第二十条 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付先及び交付する額並びに同条各号(同条第二号を除く。)に掲げる業務(このその業務の実施に要する経費に充てたる当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途)のその使途に充てたる当該寄附金の額を決定しようとするときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴かなければならない。

(結果の公告及び届出)

第二十一条 都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度に行った緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付を受けた者の氏名又は名称及び交付した額並びに同条各号(同条第二号を除く。)に掲げる業務(このその業務の実施に要する経費に充てたる当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途)のその使途に充てたる当該寄附金の額を公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

(準用)

第二十二条 前三条の規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第十九条中「第七条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第七条第一項」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第二十条中「緑の募金による寄附金に係る第六条第二号」とあるのは「緑の募金による寄附金又は第十八条第一項の規定により交付された寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途」とあるのは「当該寄附金の額」と、「第七条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第七条第一項」と、第二十一条中「緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号」とあるのは「緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付された寄附金のそれぞれの総額、これらの寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

第二十三条 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金についての国民の理解

を深めるため、緑の募金による寄附金を用いて行われた森林整備等の成果に関する情報が提供されるように努めなければならない。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は都道府県緑化推進委員会に対して、農林水産大臣は国土緑化推進機構に対して、これらの団体の業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(省令への委任)

第二十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(罰則)

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第二号において準用する場合(合を含む。)の規定による公告又は届出をしなかった者

二 第二十一条(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による公告若しくは届出をせず、又は虚偽の公告若しくは届出をした者

三 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の代表者又は代理人、使用人その他の従業者

が、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構に対して同項の刑を科する。

附則

この法律は、平成七年六月一日から施行する。

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(第七二五号)(第七五三三号)(第七六七号)

第七二五号 平成七年四月三日受理
国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(三通)
請願者 熊本県球磨郡多良木町二、八一二
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第七五三三号 平成七年四月五日受理
国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(三通)
請願者 熊本県球磨郡錦町一武二、二〇〇
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第七六七号 平成七年四月六日受理
国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(三通)
請願者 熊本県人吉市瓦屋町一、七六〇ノ
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

請願者 熊本県人吉市瓦屋町一、七六〇ノ
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

四月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(第七七六号)(第七七八号)(第七八九号)(第八〇七号)(第八二二号)

第七七六号 平成七年四月七日受理

国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地一、六六八ノ一 池井良暢 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第七七八号 平成七年四月十日受理

国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(三通)

請願者 熊本県水俣市袋三五四 永野隆文 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第七九九号 平成七年四月十一日受理

国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡免田町三、七八三ノ一 高岡忍 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第八〇七号 平成七年四月十二日受理

国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(三通)

請願者 山口県下関市武久町一ノ七六ノ七 大城研司 外二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第八二二号 平成七年四月十三日受理

国営川辺川土地改良事業計画の取消しに関する請願(三通)

請願者 熊本県球磨郡錦町木上北一、七一八ノ二 尾方久生 外二名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第四号中正誤

ページ 段 行 誤

三 二 怪融資 迂回融資

一六 一 農林債権 農林債券

第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二 四 新期加入者 新規加入者